



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年3月17日金曜日 第2857号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....	(林業政策課) ... 154
愛媛県会計規則及び愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(会計課) ... 155

告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ... 156
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課) ... 156
農用地利用配分計画の認可.....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 156
監視伝染病発生予防検査の実施.....	(畜産課) ... 157
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	(") ... 158
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課) ... 158
車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法.....	(道路維持課) ... 158
公共測量の終了の通知.....	(") ... 159
収用及び使用の手続の開始(3件).....	(都市整備課) ... 159
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件).....	(") ... 159
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更.....	(建築住宅課) ... 159
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ... 160
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ... 160
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局今治支局環境保全課) ... 160
道路の区域変更(県道北条玉川線).....	(東予地方局今治土木事務所) ... 165
道路の供用開始(").....	(") ... 165
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ... 166
指定障害児通所支援事業の廃止.....	(") ... 166
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ... 166
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ... 166
道路の区域変更(県道久米垣生線).....	(") ... 167
道路の区域変更(県道和気衣山線).....	(") ... 167
道路の供用開始(").....	(") ... 167
道路の供用開始(県道松山伊予線).....	(") ... 167
道路の供用開始(県道砥部伊予松山線).....	(") ... 168
道路の区域変更(県道喜路能登線).....	(南予地方局管理課) ... 168
道路の供用開始(県道喜路能登線).....	(") ... 168
道路の供用開始(県道広見吉田線).....	(") ... 168
特定計量器の定期検査の実施.....	(計量検定所) ... 169

公 告

ボート規格艇の購入.....	(会計課) ... 169
----------------	-----------------

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ... 170
-----------------------------	---------------------

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ... 171
--------------	------------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																			
<p>（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付金の区分</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p>	貸付金の区分	償還期間	据置期間	1～3 省略			4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金	12年以内	3年以内	5 省略			6 省略			7 省略			8 省略			9 省略			10 省略			<p>（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付金の区分</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～3 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p>	貸付金の区分	償還期間	据置期間	1～3 省略			4 省略			5 省略			6 省略			7 省略			8 省略			9 省略		
貸付金の区分	償還期間	据置期間																																																		
1～3 省略																																																				
4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金	12年以内	3年以内																																																		
5 省略																																																				
6 省略																																																				
7 省略																																																				
8 省略																																																				
9 省略																																																				
10 省略																																																				
貸付金の区分	償還期間	据置期間																																																		
1～3 省略																																																				
4 省略																																																				
5 省略																																																				
6 省略																																																				
7 省略																																																				
8 省略																																																				
9 省略																																																				

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第5号

愛媛県会計規則及び愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則及び愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県会計規則の一部改正）

第1条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（契約書の作成等）</p> <p>第149条 省略</p> <p>2 契約当事者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。</p> <p>3 省略</p>	<p>（契約書の作成等）</p> <p>第149条 省略</p> <p>2 契約当事者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。</p> <p>3 省略</p>

(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成20年愛媛県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア～ニ 省略</p> <p>ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>ネ～ヒ 省略</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア～ニ 省略</p> <p>ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>ネ～ヒ 省略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
M & N株式会社	松山市今在家1丁目11番7号	訪問看護ステーション365	松山市今在家1丁目11番7号	精神通院医療	平成29年3月1日
一般社団法人うさぎの里	松山市道後緑台6番28号	訪問看護ステーションうさぎの里	松山市中村五丁目9番16号メゾンドリセ305号	精神通院医療	平成29年3月1日

○愛媛県告示第271号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成29年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 (2 フルオロフェニル) 3 メチルモルフォリン(通称名2 FPM)及びその塩類
- (2) N (1 アダマンチル) 1 [(テトラヒドロ 2 Hピラン 4 イル)メチル] 1 H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名Adamantyl THPINACA、ATHPINACA isomer 1)及びその塩類
- (3) N (2 アダマンチル) 1 [(テトラヒドロ 2 H

ピラン 4 イル)メチル] 1 H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名Adamantyl THPINACA 2 Adamantyl isomer、ATHPINACA isomer 2)及びその塩類

(4) 前各号に掲げる物を含有する物。

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成29年3月6日

○愛媛県告示第272号

平成29年2月9日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間

管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
越 智 微	西条市飯岡2970	西条市飯岡山元2802 - 1	984
越 智 壽 昭	西条市飯岡2273	西条市飯岡山元3074 - 1 ほか1筆	1,162

2 認可年月日

平成29年 3月 8 日

○愛媛県告示第273号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	伊予市、西予市（野村町、城川町に限る）
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	四国中央市、新居浜市、今治市（旧越智郡に限る）、越智郡、宇和島市、南宇和郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、南宇和郡
3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
4 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満48ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬	今治市（旧越智郡を除く）、松山市、大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、西予市
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬	
3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	
4 その他知事の指定する馬	県下一円

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成29年 4月 1 日から平成30年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第274号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第275号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

涼川

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号から標柱1号を市道新立1号線南側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
四国中央市	金田町金川	勝留	449番 2	1号
			荒神山	2号, 3号
		長谷	乙568番	4号, 5号, 6号, 7号, 8号, 9号
			乙569番 8	10号
		勝留 大津山	444番 1	11号, 12号
			乙575番 1地先	13号
			乙575番 1	14号
			乙576番	15号
		乙578番	16号, 17号, 18号	

○愛媛県告示第276号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定する道路

道路の種類	路 線 名	区 間	指定する期日
県 道	新居浜港線	新居浜市中須賀町2丁目甲1225番3地先から 同市一宮町2丁目甲802番3地先まで	平成29年 5月 1日
"	松山港線	松山市大手町2丁目9番17地先から 同市六軒家町35番2地先まで	"

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（1 / 2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成28年10月24日から
平成29年 2月28日まで
- 3 作業地域 松山市都市計画区域内の一部

○愛媛県告示第278号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の名称
松山市
- 2 事業の種類
松山広域都市計画道路事業
3・4・56号余戸北吉田線
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
愛媛県松山市余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町及び南吉田町地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
愛媛県松山市東垣生町、久保田町及び南吉田町地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
愛媛県松山市役所

○愛媛県告示第279号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
松山広域都市計画道路事業
3・4・56号余戸北吉田線
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目及び余戸西二丁目地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
愛媛県松山市余戸南四丁目、余戸南五丁目及び余戸西一丁目地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
愛媛県松山市役所

○愛媛県告示第280号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、

次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の名称
愛媛県
- 2 事業の種類
松山広域都市計画道路事業
3・4・56号余戸北吉田線
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
愛媛県松山市南吉田町地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
愛媛県松山市南吉田町地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
愛媛県松山市役所

○愛媛県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、大洲都市計画下水道事業大洲公共下水道（大洲市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
平成元年 1月24日から
平成35年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
大洲市大洲字中島及び字鉄炮町、西大洲字中島及び字ヤマ、阿蔵字フルカワ、東大洲、五郎並びに中村地内
 - (2) 使用の部分
大洲市阿蔵字フルカワ、東大洲地内

○愛媛県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西予都市計画下水道事業西予公共下水道（西予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
平成12年 1月11日から
平成35年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第283号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成29年4月分の家賃から適用する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数 値	備 考
西条市国安	東予	56	耐 火	0.6340	第2号棟に限る。

○愛媛県告示第284号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成29年 3月17日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200191	介護福祉サービス株式会社	広島県福山市新市町大字新市888番地	藤 井 克 樹	放課後等デイサービス	夢門塾ゆうゆう中寺	愛媛県今治市中寺989番地3	平成29年2月15日
3850500251	有限会社エム・ジェイ・エム	愛媛県四国中央市土居町津根1696番地1	石 川 淳 子	放課後等デイサービス	ひらり新居浜ルーム	愛媛県新居浜市若水町1丁目2番地50 1階	平成29年3月1日

○愛媛県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 3月17日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300486	医療法人健康会	愛媛県四国中央市上分町732番地1	石 川 繁 一	居宅介護	ヘルパーステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716番地2	平成29年2月1日
3811300486	医療法人健康会	愛媛県四国中央市上分町732番地1	石 川 繁 一	重度訪問介護	ヘルパーステーションいしかわ	愛媛県四国中央市上分町716番地2	平成29年2月1日
3810200760	株式会社ローリング	愛媛県松山市竹原三丁目13番11号	清 水 栄 治	就労継続支援A型	株式会社ローリング	愛媛県今治市山路456	平成29年2月15日
3811300494	株式会社四国中央興産	愛媛県四国中央市中之庄町464番地の1	受 川 眞 二	居宅介護	ヘルパー事業所 きずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地1	平成29年3月1日
3811300494	株式会社四国中央興産	愛媛県四国中央市中之庄町464番地の1	受 川 眞 二	重度訪問介護	ヘルパー事業所 きずな	愛媛県四国中央市中之庄町462番地1	平成29年3月1日

○愛媛県告示第286号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県今治保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本食研製造株式会社
今治市富田新港一丁目3番地
代表取締役 石塚 慎一郎

2 事業場の名称及び所在地

日本食研製造株式会社
今治市富田新港一丁目3番地

3 特定施設に関する事項

(1) ニーダー（9基：No.12、32～35、54～57）

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第5号ハ 湯煮施設
特 定 施 設 の 能 力	1基1回当たり1,500キログラム処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断 続
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8 時 間

特定施設の使用の季節的変動の概要		有 り (3 ~ 4月、7 ~ 8月、11~12月増加)
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6.0 最大 6.7

(2) ニーダー (2 基 : No.18 ~ 19)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特定施設の能力	1基1回当たり2,800キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
有 り (3 ~ 4月、7 ~ 8月、11~12月増加)		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 7.0 最大 7.9

(3) ニーダー (No.20)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり1,500キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
有 り (3 ~ 4月、7 ~ 8月、11~12月増加)		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6.0 最大 6.7

(4) サブタンク (2 基 : No.36、44)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特定施設の能力	1基1回当たり1,500キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		
有 り (3 ~ 4月、7 ~ 8月、11~12月増加)		
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4.1 最大 5.2

(5) サブタンク (2基: No.40、42)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	1基1回当たり1,000キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3.6 最大 4.3

(6) サブタンク (2基: No.41、48)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	1基1回当たり1,000キログラム処理	

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成後直ちに
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		断 続
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		8時間
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3.6 最大 4.3

(7) サブタンク (No.43)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり2,800キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 36 最大 44

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4.9 最大 5.8

(8) サブタンク (No.45)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設
特定施設の能 力	1回当たり1,000キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1週間
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	断 続
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)

特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3.6 最大 4.3

(9) サブタンク (No.49)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設
特定施設の能 力	1回当たり800キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1週間
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔		断 続
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3.3 最大 3.8

(10) サブタンク (No.50)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特定施設の能 力	1回当たり600キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 36 最大 44

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.1 最大 3.0
----------------------------	------------------

(11) サブタンク (3基 : No.51~53)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特定施設の能力	1基1回当たり600キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.1 最大 3.0	

(12) サブタンク (2基 : No.58~59)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号八 湯煮施設	
特定施設の能力	1基1回当たり800キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 44
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4.7 最大 6.0	

(13) 容器洗浄乾燥機 (No.60)

特定施設の種 類	政令別表第1第5号口 洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり200個	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (3~4月、7~8月、11~12月増加)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.0 最大 6.5~7.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 300
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 2,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 100
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.0 最大 4.0	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成29年7月25日		
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	担体法+硝化+脱窒+酸化+膜分離法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 17メートル 横 88メートル 高さ 10メートル		
処理施設の能力	1日当たり490立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	担体法+硝化+脱窒+酸化+膜分離法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.2~3.5 最大 3.0~3.2	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 3,000 最大 3,600	通常 17 最大 25
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,000 最大 1,200	通常 10 最大 20

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 120	通常 10 最大 15
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 36 最大 44	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 410 最大 490	通常 410 最大 490

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 17 最大 25
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 410 最大 490

備考 この他に雨水排水口が4か所ある。

○愛媛県告示第287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田甲822番4地先	旧	メートル 6.8~9.0	キロメートル 0.080	
		今治市玉川町龍岡下字原田甲822番1	新	22.3~30.0	0.080	
"	"	今治市玉川町龍岡下字原田丁238番2地先から 同字丁236番1地先まで	旧	6.5~18.3	0.146	
		今治市玉川町龍岡下字原田丁238番2から 同字丁236番1地先まで	新	17.5~67.3	0.146	

○愛媛県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田甲822番 1	平成29年 3月17日
"	"	今治市玉川町龍岡下字原田丁238番 2 から 同字丁236番 1 地先まで	"

○愛媛県告示第289号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。
平成29年 3月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100854	きくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町4丁目1番12号	阿 部 進	放課後等デイサービス	なないろの羽衣山ルーム	愛媛県松山市久万ノ台189番地1松山久万ノ台中央ビル2F	平成29年 2月6日
3850100862	株式会社メルシー	愛媛県松山市山越2丁目10番11号グランシエル11 102号	山 田 豊 栄	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスウィズ山越	愛媛県松山市山越2丁目10番11号グランシエル11 102号	平成29年 3月1日

○愛媛県告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。
平成29年 3月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3853500068	株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701号	矢 野 浩 二	児童発達支援	児童発達支援花みかん	愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4	平成29年 2月19日
3853500068	株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701号	矢 野 浩 二	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス花みかん	愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4	平成29年 2月19日

○愛媛県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。
平成29年 3月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510215	株式会社花みかん	広島県広島市中区昭和町8番15-701号	矢 野 浩 二	生活介護	生活介護事業所花みかん	愛媛県伊予郡松前町上高柳503番地4	平成29年 2月19日

○愛媛県告示第292号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 27)第3642号	平成27年 12月21日	阪東鉄筋工業	阪東 民也	伊予郡松前町大字浜1124-甲2	平成29年 2月1日	鉄筋工業	建設業の廃止

(般 - 28)第293号	平成28年 10月30日	日野工務店	日野 恒治	上浮穴郡久万高原町上野 尻甲895 - 8	平成29年 2月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第16947号	平成28年 12月22日	真任板金	濱本 誠	松山市南吉田町2528 - 1	平成29年 2月2日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23)第16072号	平成24年 2月6日	オオイコーポレーション (株)	大井 玄	松山市姫原3 - 9 - 10	平成29年 2月3日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第10501号	平成24年 3月18日	(株)福岡建設	福岡 義高	伊予市中山町佐礼谷丙10 70 - 11	平成29年 2月6日	土工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第16091号	平成24年 3月27日	杉ビルリフレ	中川あゆみ	松山市湊町2 - 1 - 47杉 ビル2階	平成29年 2月8日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(特 - 26)第13103号	平成26年 11月18日	(株)杉住宅	杉 源嗣	松山市柳井町1 - 13 - 8	平成29年 2月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 28)第16924号	平成28年 10月13日	西日本プロテクト	渡部 明美	松山市北斎院町298	平成29年 2月24日	塗装工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市市坪南一丁目354番3地先から 同市市坪南一丁目302番地先まで	旧	メートル 3.9～10.1	キロメートル 0.056	
			新	7.9～15.7	0.056	

○愛媛県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	和気衣山線	松山市衣山一丁目257番9から 同市衣山二丁目663番5まで	旧	メートル 5.0～84.1	キロメートル 0.100	
			新	11.9～23.9	0.095	

○愛媛県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市衣山一丁目257番9から 同市衣山二丁目663番5まで	平成29年 3月17日

○愛媛県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川北一丁目128番4から 同市古川北二丁目192番16まで	平成29年 3月17日

○愛媛県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町26番12から 同町39番4まで	平成29年 3月17日
"	"	松山市高岡町138番8	"

○愛媛県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島2834番2から 同市日振島2816番地先まで	旧	メートル 3.4～4.8	キロメートル 0.067	
			新	9.7～28.9	0.067	

○愛媛県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島2828番3から 同市日振島2816番地先まで	平成29年 3月17日

○愛媛県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下605番3から 同町宮野下603番4まで	平成29年 3月17日

○愛媛県告示第301号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成29年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中村 時 広

検査日時	検査場所	検査区	対象となる特定計量器
平成29年午前10時から 5月8日午前11時30分まで	砥部町役場 広田支所	砥部町	非自動はかり (計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附別表第2に掲げるものを除く。)分銅 定量おもり 定量増おもり
" 8日午後1時30分から 午後3時まで	砥部町商工会館		
" 9日午前10時から 午後3時まで	砥部町中央公民館		
" 10日午前11時から 午後1時まで	四国中央市 新宮公民館	四国中央市	
" 11日午前10時30分から 午前11時30分まで	四国中央市 金田公民館		
" 11日午後1時から 午後3時まで	四国中央市 上分公民館		
" 12日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市川之江 文化センター		
" 15日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 川之江体育館		
" 16日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 土居文化会館		
" 17日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 保健センター		
" 18日午前10時30分から 正午まで	四国中央市 中之庄公民館		
" 18日午後1時30分から 午後3時まで	四国中央市 寒川公民館		
6月1日午前10時から 午前11時まで	松山市農協 父二峰支所		
" 1日午後1時から 午後2時まで	久万高原町公民館 下畑野川分館		
" 1日午後2時30分から 午後3時30分まで	久万高原町 直瀬住民センター		
" 2日午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町役場 柳谷支所		
" 2日午後1時30分から 午後2時30分まで	久万高原町 面河住民センター		
" 5日午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町農村環 境改善センター		
" 5日午後1時から 午後3時まで	久万高原町役場 (本庁)		
" 6日午前10時から 午後2時まで	松前町東公民館		
" 7日午前10時から 午後2時まで	松前町西公民館		
" 8日午前10時から 正午まで	松前町北公民館		
" 9日午前10時から 午後3時まで	松前町役場 (本庁)	松前町	
" 12日午前10時から 午後3時まで	えひめ中央農協 中山集荷場		
" 13日午前10時 正午まで	伊予市 双海地域事務所		
" 13日午後1時30分から 午後3時まで	下灘コミュニテ ィセンター		

" 14日午前10時 正午から	伊予市 上野地区公民館	東温市	
" 15日午前10時 午後3時から	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館		
" 16日午前10時 午後3時から	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館		
" 19日午前10時 午後3時から	東温市 川内公民館		
" 20日午前10時 午後3時から	東温市役所 (本庁)		
" 21日午前10時 午後3時から	東温市役所 (本庁)		
9月1日午前10時 午後2時から	西条市 田野公民館	西条市	
" 4日午前10時 午後3時から	西条市 丹原総合支所		
" 5日午前10時30分 午前11時30分まで	西条市 国安公民館		
" 5日午後1時から 午後3時まで	西条市 三芳公民館		
" 6日午前10時30分 午前11時30分まで	西条市 吉岡公民館		
" 6日午後1時から 午後3時まで	西条市 周布公民館		
" 7日午前10時 正午から	周桑農協 石根支所		
" 8日午前10時30分 午後3時まで	西条市 壬生川公民館		
" 11日午前10時30分 午後2時まで	西条市 小松総合支所		
" 12日午前10時30分 正午から	西条市農協 氷見支所		
" 12日午後1時30分 午後3時まで	西条市農協 橘支所		
" 13日午前10時30分 午後3時まで	西条市農協 大町支所		
" 14日午前10時30分 正午から	西条市農協 神戸支所		
" 14日午後1時30分 午後3時まで	西条市農協 飯岡支所		
" 15日午前10時 午後3時から	西条市農協 中央支所		
10月2日午後0時25分 午後0時55分まで	上島町 魚島総合支所	上島町	
" 2日午後2時30分 午後5時まで	上島町弓削総合支 所(町民プラザ)		
" 3日午前9時 午前10時30分まで	上島町 生名総合支所		
" 3日午後1時30分 午後3時まで	上島町 岩城総合支所		

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 3月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ボート規格艇の購入

(2) 購入物品名及び数量

ボート規格艇 26艇

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成29年 9月25日(月)

(5) 納入場所

玉川湖ポートコース艇庫(愛媛県今治市玉川町龍岡下)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成29年4月25日(火)午前9時から同月26日(水)午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成29年4月26日(水)午後1時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成29年4月26日(水)午後2時

愛媛県総務部入札室 本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限:平成29年4月19日(水)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Racing boats for Ehime Sports Festival, 26

(2) Time limit of tender: 1:59 p.m., 26 April 2017

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年3月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,183,749
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,675
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,969

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,112	14,704
南宇和郡	19,830	6,610

松山市・上浮穴郡	438,826	139,805
今治市・越智郡	143,525	47,842
宇和島市・北宇和郡	80,642	26,881
八幡浜市・西宇和郡	39,496	13,166
新居浜市	101,430	33,810
西条市	93,120	31,040
大洲市・喜多郡	52,891	17,631
伊予市	31,943	10,648
四国中央市	75,395	25,132
西予市	34,343	11,448
東温市	28,196	9,399

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 3月17日

愛媛県立中央病院長 西村 誠 明

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札告示日
感染性廃棄物処理業務(処分) 約4,800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成29年 3月 6日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	9,504円 (1リットル)	一般競争入札	平成29年 1月20日